

加盟飲食店登録申込書

令和2年 月 日

いわて Go To Eat キャンペーン事務局 御中

「いわて Go To Eat キャンペーン事業」加盟店申込書兼誓約書

本事業の趣旨に賛同し、各誓約事項も確認の上、次のとおり加盟申込いたします。

1. 加盟施設・店舗の情報(加盟するお店の情報並びに食事券精算振込口座情報をご記入ください。)

事業所名(店舗名) (チラシに掲載する名前)			ふりがな 代表者名		
			生年月日	T・S・H	年 月 日
事業所(店舗)住所	〒				
飲食店営業許可番号			有効期限	令和	年 月 日
連絡担当者氏名			TEL	FAX	
主な提供品目 (チラシ掲載するジャンル)	例) 和食、洋食、寿司、ラーメン等				
所属する商工団体	1. () 商工会議所 2. () 商工会 ※所属していない場合は無記入				
金融機関	銀行・金庫・組合			本店・支店	
	銀行コード 金融機関コード	支店コード 店番	預金種別	口座番号	
			普通・総合 当座		
口座名義			フリガナ		

2. 誓約事項等について(内容をよく確認の上、□にチェックしてください。)

☐ 下記の内容に同意します。

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努め、国または地方公共団体からの要請に従います。
2. 食事券の偽造・悪用・濫用はしないほか、食事、サービス等の提供なく食事券の換金を行いません。
3. 回収した食事券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とし、換金対象外となることに同意します。
4. 食事券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められた場合、自ら解決に努めます。
5. 食事券の取り扱いに関して「事務局」から改善要請等があった場合には、それに従います。
6. 店舗名・所在地・電話番号・業種・取扱品目を公表(事務局ホームページやSNS等への掲載)する場合には、これらについて同意します。
7. 登録する店舗は、「風俗営業法第2条第4項に規定される接待飲食店営業者」「特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を営む事業者」「役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者」ではありません。
8. 申請等における提出書類の記入事項及び添付書類等の関係書類において、一切虚偽がありません。虚偽が判明した場合は、加盟店の取消を受けることがあることを理解し、決定に従います。

※いただいた情報は「いわて Go To Eat キャンペーン事業」にのみ使用いたします。

「いわて Go To Eat キャンペーン事務局」

〒020-0033 岩手県盛岡市盛岡駅北通4番4号

TEL 019-624-5050 FAX 019-624-0000

加盟店登録申込書

いわて Go To Eat キャンペーン事務局 御中

Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書

※下記をご一読の上、左側の□にチェック（✓）を入れてください。

【営業形態】

- ☐ 当店は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。

◆次のいずれかに該当します。

- ☐ 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第 11 項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。
- ☐ 当店は、風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、Go To Eat キャンペーンに参加している間は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示します。

【行政への協力】

- ☐ 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- ☐ 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- ☐ 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- ☐ 登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合はその旨を Go To トラベル事務局に提供することに同意します。

【ガイドラインに基づく取組等】

- ☐ 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- ☐ 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
- ・店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - ・店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。

加盟店登録申込書

- ・ 他グループの客同士ができるだけ2 m（最低1 m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
- ※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1 m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
- ・ 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。

☐ 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。

☐ 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。

- ・ 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
- ・ できる限り混雑する時間帯を避けること。
- ・ 大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・ デリバリーやテイクアウトを活用すること。
- ・ 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
- ・ 食事の前に手洗い・消毒をすること。
- ・ 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること。
- ・ 食事中以外はマスクを着用すること。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

※上記ガイドラインに基づく取組等に加え、岩手県作成の「感染症対策実行宣言ポスター」等の活用が推奨されます。

【参加登録の取消】

- ☐ 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又はいわて Go To Eat キャンペーン事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、いわて Go To Eat キャンペーン事務局により参加登録が取り消されることに同意します。

私は上記内容を宣言の上、Go To Eat キャンペーンに参加いたします。

令和 年 月 日

店舗名： _____

代表者： _____ 代表者印 _____

加盟店 募集方法

- ① NTTタウンページが保有する岩手県内の飲食店情報3,852件と、県内各商工会議所および商工会の会員情報を照合し、廃業などで無効の飲食店や接待が伴う可能性が高い飲食店を除く、計2,467店に募集要項を送付し、募集を行いました。

令和2年10月吉日

飲食店事業者各位

いわて Go To Eat キャンペーン事務局

いわて Go To Eat キャンペーンのうち食事券利用加盟店募集のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、農林水産省が進めております、新型コロナウイルス感染症予防対策に取り組みながら頑張っている飲食店を応援する Go To Eat キャンペーンのうち、県内飲食店で使えるプレミアム付食事券の発行事業について岩手県においても実施の運びとなりました。

つきましては、当キャンペーンに加盟店として登録をいただける飲食店を募集しております。加盟条件等につきましては、同封の「いわて Go To Eat キャンペーン事業」概要の「2.加盟店の範囲」のとおりとなっております。

内容をご確認いただきホームページ (<http://www.iwate-gotoeat.jp>) からお申込みいただくか、同封の「いわて Go To Eat キャンペーン事業」加盟店申込兼誓約書、Go To Eat キャンペーン参加飲食店同意書を記入のうえ、申込書に記載した金融機関口座の写しを添えて、下記「いわて Go To Eat キャンペーン事務局」へ郵送又は FAX にてご送付ください。なお、送付に関わる費用は、ご負担いただきますようお願いいたします。

本ご案内書面は、岩手県内各商工会様並びに商工会議所様のご協力、ご同意を得て差し上げておりますことを申し添えます。

飲食店事業者様のお力になるよう、取り組んでまいりますので、ご検討いただき、何卒、

お申し込みをいただきますようよろしくお願いいたします。

敬具

申込書等の送付先、ご案内に関するお問い合わせは

いわて Go To Eat キャンペーン事務局

〒020-0033 岩手県盛岡市盛岡駅前北通4番4号

TEL 019-624-5050 FAX 019-601-3176

<http://www.iwate-gotoeat.jp/>



「いわて Go To Eat キャンペーン事業」概要

1. 対象者 食事券購入者

2. 事業内容

- (1) いわて Go To Eat キャンペーンは、感染予防対策に取り組みながら頑張っている飲食店を応援し、食材を供給する農林漁業者を応援することを目的に実施する。
- (2) 500 円券 10 枚綴りの食事券を 1 セット (5,000 円分) とし、4,000 円で販売する。
- (3) 食事券の販売は、岩手県内の商工会、商業施設、小売業チェーン店等で行う。(令和 2 年 9 月 23 日時点)
- (4) 食事券の販売期間は令和 2 年 11 月 1 日 (日) から令和 3 年 1 月 31 日 (日) までとする。
- (5) 食事券の利用期間は令和 2 年 11 月 1 日 (日) から令和 3 年 3 月 31 日 (木) までとし、有効期間を経過した食事券は無効とする。

3. 加盟店の範囲

岩手県内に店舗がある飲食業(日本産業分類「76 飲食店」)を営む事業者のうち、都道府県より営業許可を受け、その場で飲食させる事業者とし、新型コロナウイルス感染拡大への防止に協力する者とする。ただし、次の (1) から (3) に該当する事業所を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 4 項に規定する「接待飲食等営業」を営む飲食店
- (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

4. 加盟の取り消し

加盟店申込時の誓約事項に違反した加盟店は、加盟を取り消すものとする。

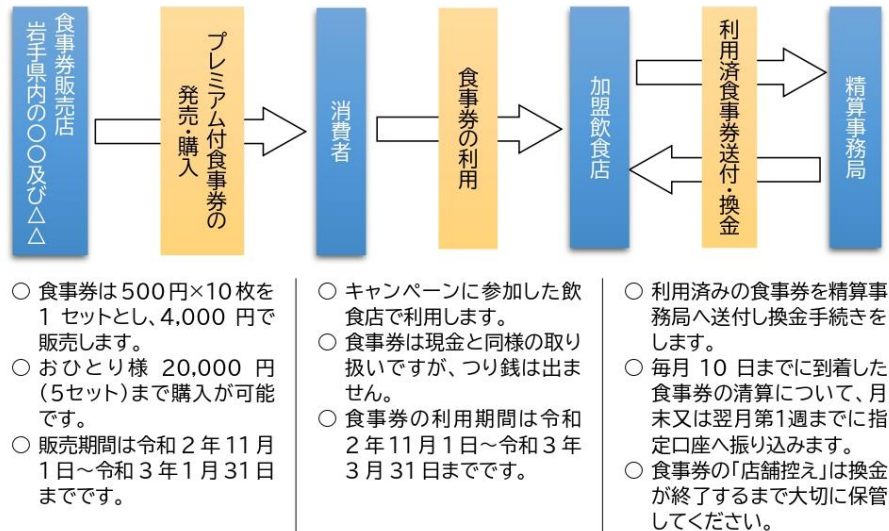
5. 加盟店において実施する内容等

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大への防止に取り組み、その内容を店頭に掲示すること。
- (2) 加盟店舗・施設は、食事券利用可能店舗を示すポスター等を店頭の目立つ場所に表示すること。
- (3) 受け取った飲食券は、再流通を防止するため厳重に管理すること。
- (4) 食事券は店内での飲食の他、飲食物の持ち帰りや宅配にも使用できるものとする。
- (5) 加盟店舗・施設は、この事業の趣旨をよく理解し、現金同様のサービスを行なうこととする。但し、つり銭は出さない。
- (5) 食事券の業者間の使用・取引を禁ずる。

6. 換金方法

- (1) 換金受付は、事務局より支給する専用封筒にて郵送で受付する。
- (2) 食事券の換金は、加盟店舗・施設のみとする。
- (3) 換金する場合は、使用済食事券報告書に必要事項を記入し、使用済食事券・請求書を添えて提出する。
- (4) 事務局は、使用済食事券報告書・使用済食事券・請求書を確認し、換金額を口座振込にて支払う。
- (5) 換金額が相違した場合などに必要となるため、回収した食事券の半券は大切に保管すること。
- (6) 換金手数料は不要とする。また、口座振込の振込手数料は事務局負担とする。

いわて Go To Eat キャンペーン利用イメージ



Go To Eat キャンペーンに参加する飲食店が守るべき感染症対策

「いわて Go To Eat キャンペーン事業」加盟店申込書兼誓約書の内容とともに、別紙の対策を守っていただくことがキャンペーン参加の条件となります。

同封の「Go To Eat キャンペーン参加飲食店同意書」へのチェック(✓)をお願いします。

守るべき感染症対策の主な項目

- 手指消毒用に消毒液(消毒用アルコール等)を用意すること。
- 店内は徹底した換気を行うこと。
- お客様同士が最低1m以上空くように間隔をあけて座席等を配置するなど、密着しないように適度なスペースを設けること。
- 相席する場合には、真正面の配置を避けるかパーティションで仕切ること。
- カラオケ設備を有する飲食店ではカラオケ設備を使用しないこと。
- 営業時間の短縮等、国または地方公共団体からの要請に従うこと。
- 農水省が事前通告内なしに行う訪問調査に協力すること。
- ガイドラインを遵守していない場合の指摘には適切に対応すること。
- 飲食店利用者の目につく場所に「接触アプリ」の紹介をすること。
- 利用者には以下の事項をお知らせすること。
 - ・発熱等、異常がある場合には来店しない
 - ・できるだけ混雑時を避ける
 - ・大人数での会食等を避ける
 - ・デリバリーやテイクアウトも利用する
 - ・店舗の席の配置等の制限に協力する
 - ・手洗い・消毒を行う
 - ・咳エチケットを守り、会話は控えめにする
 - ・食事中以外はマスクをする